

P16 4 公募の概要

(2) 応募者の構成

企業（県内1社以上含む）及び、県内外（海外含む）大学・研究開発機関で構成される産学連携による研究チーム。ただし、挑戦枠には県内中堅又は中小企業を必ず含んでください。また、研究チームに「研究リーダー(産学いずれも可)」と「事業化リーダー(産のみ)」を置いてください。公共による実用化あるいは実用化に当たって公共と民間の連携した取組を前提とした開発ターゲットを設ける場合に限り、事業化リーダーを「産学官のいずれも可」とします。

※愛知県内企業、中堅企業、中小企業等の定義については別添6を参照

P19 4 公募の概要

(10) 提案書等の提出

ウ 提出書類（挑戦枠・実用枠）

(ウ) 誓約書 (様式3-1 (国内機関用)、3-2 (海外大学・研究開発機関用)) (参画する全ての機関分)

エ 提出書類（国際枠）

(ウ) 誓約書 (様式9-1 (国内機関用)、9-2 (海外大学・研究開発機関用)) (参画する全ての機関分)

P16 4 公募の概要

(2) 応募者の構成

企業（県内1社以上含む）及び、県内外（海外含む）大学・研究開発機関で構成される産学連携による研究チーム。ただし、挑戦枠には県内中堅又は中小企業を必ず含んでください。また、研究チームに「研究リーダー(産学いずれも可)」と「事業化リーダー(産のみ)」を置いてください。

※愛知県内企業、中堅企業、中小企業等の定義については別添6を参照

P19 4 公募の概要

(10) 提案書等の提出

ウ 提出書類（挑戦枠・実用枠）

(ウ) 誓約書 (様式3) (参画する全ての機関分)

エ 提出書類（国際枠）

(ウ) 誓約書 (様式9) (参画する全ての機関分)

(様式3-1)

(様式3)

誓約書(国内機関用)

誓約書

愛知県知事 殿

愛知県知事 殿

所在地
法人(団体)名
代表者職氏名

所在地
法人(団体)名
代表者職氏名

「知の拠点あいち重点研究プロジェクトV期」研究テーマ提案書(様式1)の内容に虚偽がないこと及び下記の項目を誓約いたします。

「知の拠点あいち重点研究プロジェクトV期」研究テーマ提案書(様式1)の内容に虚偽がないこと及び下記の項目を誓約いたします。

記

記

- 1 以下の欠格要件に該当しないこと。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定(一般競争入札に参加させないことができる事由など)に該当する者
 - (2) 次の申立てがなされている者
 - ア 破産法に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法に基づく再生手続の申立て
 - (3) 愛知県から現に入札参加資格停止措置を受けている者
 - (4) 法人税及び地方税を滞納している者
 - (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置の対象となっている者
- 2 当該研究テーマに係る成果(知的財産権等)の活用については、当該知的財産権の実施許諾の可否、実施権の範囲、実施料その他事項について、当該研究テーマ参画機関の間で誠実に協議を行い、当該研究活動の効率的推進と成果の効率的普及を図ること。
- 3 採択された場合には、外部委託機関との共同研究契約の速やかな締結、及び同機関の定める規程の遵守等、研究開発事業の円滑な推進に協力すること。
- 4 海外機関の参画がある場合、本提案研究テーマの研究活動の一環として当該海外機関と共同研究契約を締結する国内大学・企業は、海外機関が研究活動を実施するにあたっての研究費の外部委託機関からの授受、海外大学・研究機関からの招へい者への旅費・滞在費の支払い、海外大学・研究機関への研究委託等の経費執行に対応すること(当該国内大学・企業において、外国為替及び外国貿易法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制が整備されていることを前提とする。本誓約書提出までに同体制が整備されていない場合には、当該国内大学・企業は、本提案研究テーマを通じて取得した

- 1 以下の欠格要件に該当しないこと。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定(一般競争入札に参加させないことができる事由など)に該当する者
 - (2) 次の申立てがなされている者
 - ア 破産法に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法に基づく再生手続の申立て
 - (3) 愛知県から現に入札参加資格停止措置を受けている者
 - (4) 法人税及び地方税を滞納している者
 - (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置の対象となっている者
- 2 当該研究テーマに係る成果(知的財産権等)の活用については、当該知的財産権の実施許諾の可否、実施権の範囲、実施料その他事項について、当該研究テーマ参画機関の間で誠実に協議を行い、当該研究活動の効率的推進と成果の効率的普及を図ること。
- 3 採択された場合には、外部委託機関との共同研究契約の速やかな締結、及び同機関の定める規程の遵守等、研究開発事業の円滑な推進に協力すること。
- 4 海外機関の参画がある場合、本提案研究テーマの研究活動の一環として当該海外機関と共同研究契約を締結する国内大学・企業は、海外機関が研究活動を実施するにあたっての研究費の外部委託機関からの授受、海外大学・研究機関からの招へい者への旅費・滞在費の支払い、海外大学・研究機関への研究委託等の経費執行に対応すること(当該国内大学・企業において、外国為替及び外国貿易法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制が整備されていることを前提とする。本誓約書提出までに同体制が整備されていない場合には、当該国内大学・企業は、本提案研究テーマを通じて取得した

(新)「知の拠点あいち重点研究プロジェクトV期」研究テーマ公募要領 (25. 2. 28 アップロード版)	(旧)「知の拠点あいち重点研究プロジェクトV期」研究テーマ公募要領 (25. 2. 18 アップロード版)
<p>貨物及び技術もしくは本提案研究テーマを活用して既に保有している貨物及び技術について、外国為替及び外国貿易法第55条の10第1項に規定する「輸出等」を行うこと、又は本提案研究テーマ終了のいずれか早い方までに、同項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制を整備するものとする。</p> <p>【参考】輸出者等遵守基準</p> <p>業として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）に対し、遵守が義務づけられている基準。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱わない輸出者等には、1) 貨物等を確認する責任者を定めること、2) 法令遵守の始動を行うことについて、遵守が義務づけられている。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱う輸出者等には、さらに1) 代表者を責任者とすること、2) 輸出管理体制を定めること、3) 該非確認の手続きを定めること、4) 用途と需要者等の確認手続きを定めて、手続きに従って確認を行うこと、5) 出荷時に該非確認した貨物等との一致性を確認すること等について、遵守が義務づけられている。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>貨物及び技術もしくは本提案研究テーマを活用して既に保有している貨物及び技術について、外国為替及び外国貿易法第55条の10第1項に規定する「輸出等」を行うこと、又は本提案研究テーマ終了のいずれか早い方までに、同項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制を整備するものとする。</p> <p>【参考】輸出者等遵守基準</p> <p>業として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）に対し、遵守が義務づけられている基準。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱わない輸出者等には、1) 貨物等を確認する責任者を定めること、2) 法令遵守の始動を行うことについて、遵守が義務づけられている。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱う輸出者等には、さらに1) 代表者を責任者とすること、2) 輸出管理体制を定めること、3) 該非確認の手続きを定めること、4) 用途と需要者等の確認手続きを定めて、手続きに従って確認を行うこと、5) 出荷時に該非確認した貨物等との一致性を確認すること等について、遵守が義務づけられている。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

(様式3-2)

誓約書 (海外大学・研究開発機関用)

愛知県知事 殿

所在地

法人(団体)名

代表者職氏名

「知の拠点あいち重点研究プロジェクトV期」研究テーマ提案書(様式1)の内容に虚偽がないこと及び下記の項目を誓約いたします。

記

- 1 当該研究テーマに係る成果(知的財産権等)の活用については、当該知的財産権の実施許諾の可否、実施権の範囲、実施料その他事項について、当該研究テーマ参画機関の間で誠実に協議を行い、当該研究活動の効率的推進と成果の効率的普及を図ること。
- 2 本提案研究テーマの研究活動の一環として参画する海外大学・研究開発機関は、日本国内大学・愛知県内企業(以下、国内大学等)と研究委託契約あるいはこれに準じる措置(書面等による合意)を講じること。国内大学等が外部委託機関から研究費を授受し、日本への招へい旅費・滞在費、国内大学等からの研究委託費について、経費執行することについて、合意すること。
- 3 採択された場合には、国内大学等との研究委託契約あるいはこれに準じる措置(書面等による合意)、及び本研究プロジェクトの定める規程の遵守等、研究開発事業の円滑な推進に協力すること。

以上

(様式9-1)

(様式9)

誓約書 (国内機関用)

誓約書

愛知県知事 殿

愛知県知事 殿

所在地
法人(団体)名
代表者職氏名

所在地
法人(団体)名
代表者職氏名

「知の拠点あいち重点研究プロジェクトV期」組成準備計画書(様式7)の内容に虚偽がないこと及び下記の項目を誓約いたします。

「知の拠点あいち重点研究プロジェクトV期」組成準備計画書(様式7)の内容に虚偽がないこと及び下記の項目を誓約いたします。

記

記

1 以下の欠格要件に該当しないこと。

1 以下の欠格要件に該当しないこと。

ア 破産法に基づく破産手続開始の申立て

イ 事業再生関連手続きの申立て

ウ 税金を滞納している者

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定(一般競争入札に参加させないことができる事由など)に該当する者

イ 次の申立てがなされている者

(ア) 破産法に基づく破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法に基づく再生手続の申立て

ウ 愛知県から現に入札参加資格停止措置を受けている者

エ 法人税及び地方税を滞納している者

オ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置の対象となっている者

2 当該研究テーマに係る成果(知的財産権等)の活用については、当該知的財産権の実施許諾の可否、実施権の範囲、実施料その他事項について、当該研究テーマ参画機関の間で誠実に協議を行い、当該研究活動の効率的推進と成果の効率的普及を図ること。

2 当該研究テーマに係る成果(知的財産権等)の活用については、当該知的財産権の実施許諾の可否、実施権の範囲、実施料その他事項について、当該研究テーマ参画機関の間で誠実に協議を行い、当該研究活動の効率的推進と成果の効率的普及を図ること。

3 本提案研究テーマの研究活動の一環として参画する日本国外機関は、日本国内大学・企業(以下、国内大学・企業)と共同研究契約を締結し、研究活動を実施するにあたっての研究費、招待される旅費・滞在費、研究委託費について国内大学・企業から研究費を受け取り、経費の執行については適切に行うこと。

3 採択された場合には、外部委託機関との共同研究契約の速やかな締結、及び同機関の定める規程の遵守等、研究開発事業の円滑な推進に協力すること。

4 採択された場合には、国内大学・企業等との共同研究契約の速やかな締結、及び本研究プロジェクトの定める規程の遵守等、研究開発事業の円滑な推進に協力すること。

4 海外機関の参画がある場合、本提案研究テーマの研究活動の一環として当該海外機関と共同研究契約を締結する国内大学・企業は、海外機関が研究活動を実施するにあたっての研究費の外部委託機関からの授受、海外大学・研究機関からの招へい者への旅費・滞在費の支払い、海外大学・研究機関への研究委託等の経費執行に対応すること(当該国内大学・企業において、外国為替及び外国貿易法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制が整備されていることを前提とする。本誓約書提出までに同体制が整備されていない場合には、当該国内大学・企業は、本提案研究テーマを通じて取得した貨物及び技術もしくは本提案研究テーマを活用して既に保有している貨物及び技術について、外国為替及

以上

び外国貿易法第55条の10第1項に規定する「輸出等」を行うこと、又は本提案研究テーマ終了のいずれか早い方までに、同項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制を整備するものとする)。

【参考】輸出者等遵守基準

業として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）に対し、遵守が義務づけられている基準。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱わない輸出者等には、1) 貨物等を確認する責任者を定めること、2) 法令遵守の始動を行うことについて、遵守が義務づけられている。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱う輸出者等には、さらに1) 代表者を責任者とする事、2) 輸出管理体制を定めること、3) 該非確認の手続きを定めること、4) 用途と需要者等の確認手続きを定めて、手続きに従って確認を行うこと、5) 出荷時に該非確認した貨物等との一致性を確認すること等について、遵守が義務づけられている。

以上

(様式9-2)

誓約書 (海外大学・研究開発機関用)

愛知県知事 殿

所在地

法人(団体)名

代表者職氏名

「知の拠点あいち重点研究プロジェクトV期」組成準備計画書(様式7)の内容に虚偽がないこと及び下記の項目を誓約いたします。

記

- 1 当該研究テーマに係る成果(知的財産権等)の活用については、当該知的財産権の実施許諾の可否、実施権の範囲、実施料その他事項について、当該研究テーマ参画機関の間で誠実に協議を行い、当該研究活動の効率的推進と成果の効率的普及を図ること。
- 2 本提案研究テーマの研究活動の一環として参画する海外大学・研究開発機関は、日本国内大学・愛知県内企業(以下、国内大学等)と研究委託契約あるいはこれに準じる措置(書面等による合意)を講じること。国内大学等が外部委託機関から研究費を授受し、日本への招へい旅費・滞在費、国内大学等からの研究委託費について、経費執行することについて、合意すること。
- 3 採択された場合には、国内大学等との研究委託契約あるいはこれに準じる措置(書面等による合意)、及び本研究プロジェクトの定める規程の遵守等、研究開発事業の円滑な推進に協力すること。

以上